

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和8年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>藤井寺市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の資格管理に関する事務 ②国民健康保険の給付に関する事務 ③国民健康保険の保険料の賦課に関する事務 ④国民健康保険の徴収に関する事務 ⑤国民健康保険の特定健診・特定保健指導・保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>
③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 中間サーバー 7 医療保険者等向け中間サーバー等 8 KDBシステム 9 特定健診等データ管理システム 10 健康かるて
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険関係情報ファイル 保健事業関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号利用法 ・第9条第1項 ・別表の44の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条</p> <p>(情報提供の根拠) 命令第2条の表より1,2,3,5,6,13,16,19,27,38,42,65,69,83,87,111,115,116,125,131,137,144及び158の項</p> <p>(情報照会の根拠) 命令第2条の表より69,70,71及び160の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部保険年金課 TEL:072-939-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部保険年金課 TEL:072-939-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	セキュリティの研修を受講したうえで、「藤井寺市情報セキュリティに関する対策基準」をもとに業務を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	セキュリティの研修を受講したうえで、「藤井寺市情報セキュリティに関する対策基準」をもとに業務を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 田中 真	保険年金課長 澤田 憲章	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成29年3月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 中間サーバー	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 次期国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 中間サーバー	事前	
平成29年3月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項	事後	
平成29年3月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年2月28日時点	事後	
平成29年3月27日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年2月28日時点	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 澤田 憲章	保険年金課長 松田 和人	事後	
平成30年6月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 次期国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 中間サーバー	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 中間サーバー	事後	
平成30年6月6日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年2月28日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成30年6月6日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月28日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年5月17日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月17日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	藤井寺市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の資格管理に関する事務 ②国民健康保険の給付に関する事務 ③国民健康保険の保険料の賦課に関する事務 ④国民健康保険の徴収に関する事務	藤井寺市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。))	事後	
令和2年3月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 中間サーバー	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 中間サーバー 7 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年3月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主旨省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条	1 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主旨省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主旨省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年3月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年3月17日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年2月29日時点	事後	
令和2年3月17日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年2月29日時点	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年2月29日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月29日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年1月25日	I ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和4年6月16日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120,の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120,の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45,121の項	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	第192号)等の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の資格管理に関する事務 ②国民健康保険の給付に関する事務 ③国民健康保険の保険料の賦課に関する事務 ④国民健康保険の徴収に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に関する情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に関する情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が「国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。))	際开守申は、国民健康保険法(昭和55年法律第192号)等の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の資格管理に関する事務 ②国民健康保険の給付に関する事務 ③国民健康保険の保険料の賦課に関する事務 ④国民健康保険の徴収に関する事務 ⑤国民健康保険の特定健診・特定保健指導・保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に関する情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に関する情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が「国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 中間サーバー 7 医療保険者等向け中間サーバー等	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 中間サーバー 7 医療保険者等向け中間サーバー等 8 KDBシステム 9 特定健診等データ管理システム 10 健康かるて	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	国民健康保険関係情報ファイル	国民健康保険関係情報ファイル 保健事業関係ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1 番号利用法 ・第9条第1項 ・別表の44の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120.の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45,121の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (情報提供の根拠) 命令第2条の表より 1,2,3,5,6,13,16,19,27,38,42,65,69,83,87,111,115,116,125,131,137,144及び158の項並びに第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第118条、第127条、第133条、第139条、第146条及び第160条 (情報照会の根拠) 命令第2条の表より69,70,71及び160の項 第71条、第72条、第73条及び第162条	事後	
令和6年9月9日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月9日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	十分である セキュリティの研修を受講したうえで、「藤井寺市情報セキュリティに関する対策基準」をもとに業務を行っている。	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である セキュリティの研修を受講したうえで、「藤井寺市情報セキュリティに関する対策基準」をもとに業務を行っている。	事後	
令和8年6月10日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	